

## 消費者の財産的被害の集団的な回復のための 民事の裁判手続の特例に関する法律が成立

特定の消費者団体が消費者トラブルの被害者に代わって訴訟を起こし、金銭で被害を回復できるようにする消費者裁判手続特例法案である「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」は、平成25年12月4日、参議院本会議において全会一致で可決され成立しました。

### ●消費者被害は泣き寝入りしがち

消費者トラブルでは、被害者が多数で損害額が少額という場合が多くあります。また、新たな手口などにより争点が複雑になりがちです。このため、一人一人の消費者が事業者を相手に裁判を起こすことは、費用や労力からも困難で泣き寝入りになってしまいがちでした。

そこで数年前から、集団的に被害回復ができる裁判制度の実現をめざしての検討が行われ、平成25年4月に国会へ法案が提出され、継続審議を経て成立しました。

### ●訴訟制度の内容


新しい訴訟制度は、裁判を2段階に分け、第1段階で内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体が、勧誘方法や契約内容の違法性など、被害回復の前提となる多数の被害者に共通する重要な争点について、まず裁判をし、事業者に損害を賠償する責任があるかどうかを争います。

そこで特定適格消費者団体が勝訴すれば、第2段階で、各被害者に損害賠償額を申告してもらい、これをとりまとめて裁判所に請求し、簡易な手続を経て事業者から被害額を支払ってもらおうというものです。

被害者が裁判に加わるための費用は、わずか1,000円と少額です。この制度を利用すれば、泣き寝入りしていた被疑者の損害回復がより容易に実現されます。

### ●対象となる消費者トラブル

ただ、被害が回復できる対象は、事業者が不当にお金を返さない場合や商品に欠陥があった場合など5類型に限られており、法施行前の契約については、



適用されません。

また、欠陥商品を使ってけがをしても、請求できるのは商品の代金や修理代のみで、治療費や慰謝料などの損害賠償を請求する場合は、別に民事訴訟を起こす必要があります。

●訴訟制度の施行は3年後

これまで個人が裁判に踏み切れなかった消費者に、被害回復の道が開かれることになる法の施行は、平成28年の見通しです。

長年かけてようやく実現する、この消費者にとって画期的な制度を知って、積極的に活用することや、被害者に代わって裁判を行う特定適格消費者団体を多数の消費者が支援していく意識を持つことが、これからは大切です。